

社会保障審議会・障害者部会

第46回平成20年11月27日

以降の開催資料から（その7）

平成20年12月15日

山 崎 國 治

(1) 今回の(その7)は、11月27日・12月3日・10日・開催資料の紹介と第42回・第43回議事録(12月4日公表)から、厚生労働省の考え方を紹介します。

全体の流れをご理解いただくために、再度、10月以降の開催状況を整理しておきます。

第40回 10月8日 「相談支援」

第41回 10月22日 「就労支援」

第42回 10月31日 「所得保障・障害者の範囲・利用者負担」

第43回 11月6日 「サービス体系・障害程度区分」

第44回 11月12日 「地域生活支援事業等」

第45回 11月21日 「これまでの議論の整理案」

第46回 11月27日 「これまでの議論の整理案」

第47回 12月3日 「これまでの議論の整理案」「整理案の修正案」

第48回 12月10日 「報告書(案)」

第49回 12月15日 「報告書(案)」

(2) ①第46回は、「これまでの議論の整理案」に、追加資料として9頁が加わっています。

②第47回(12月3日)開催の「議題」は、「これまでの議論の整理案」に対して、第45回と第46回の議論を踏まえて、これまでの整理案に修正がなされています。案文の下線部分として示してあります。

特に注目したのは、「報酬」の項目に考え方や論点が示されていることです。

来年4月から報酬の改定が予定されていますので、全文を紹介いたします。

「IV報酬」

基本的考え方

○障害福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、平成21年4月に障害福祉サービス費用の額の改定を実施する。

○障害福祉サービスの報酬の改定については、①人材確保、②地域移行の促進、③サービスの質の向上、④サービス提供事業者の経営基盤の安定、⑤新体系への移行の促進
⑥中山間地域などへの配慮等を基本的な視点とすべき。

○また、障害者自立支援法の課題に対応するために報酬の改定が必要となる事項については、本部会の意見を踏まえて、報酬改定を検討すべき。

特に、現下の社会経済情勢の下では、福祉人材の確保が最重要課題となっており、重点的に対応すべき。

③第47回(12月3日)開催の配付資料は、次の通りです。

★資料1 これまでの議論の整理案

★資料2 日中活動系サービスにおける複数サービス利用者数について

★資料3 平成20年障害福祉サービス等経営実態調査結果関係 追加資料

★参考資料1 精神保健福祉施策の見直しについて

★参考資料2 障害者自立支援法等の見直しに係る意見募集の結果概要

★参考資料3 社会保障審議会障害者部会（第42回）の議事録

★参考資料4 社会保障審議会障害者部会（第43回）の議事録

(3) 第42回(10月31日)開催の議事録は、前回、時間切れとなった「所得保障」に始まり、「障害者の範囲」と「利用者負担」が審議されました。

全体の印象としては、三つの項目で、「障害者権利条約」との関係性を問うた内容が多かったように感じました。以下、二つの項目に絞って紹介いたします。

○「所得保障」・・・蒲原企画課長の説明

付則に検討せよということがあって、恐らくこれはやはり障害者の所得の保障ということを生かすという面から見たときに、今、これで充分なのかという問題意識がもともとの付則のところにあったというふうに認識しております。(中略)

やはり充実ができるかどうかということの方向性で考えていくんだと思いますけれども一方で、これは財源の問題とも関係すると思うので、そのところは、皆さんの意見を聞きながら、そういう財源全体の中でどうしようかということを考えていくということだと思っております。

○「障害者の範囲」・・・安藤委員の質問

「障害者の範囲」には、障害者権利条約の条項が引用されていますね。

「利用者負担」には、権利条約の引用が全くないわけなんです。この利用者負担についても、権利条約の引用というものが非常に大事ではないかと思うのですが、一番大きな問題が利用者の負担の問題です。見てみますと、権利条約の合理的な配慮とか、第5条の平等に差別されないこととか、第10条の生命に対する権利とか、第14条の身体の自由及び安全等を含むような権利条約の条項等と利用者負担の整合性を議論することが非常に大事だと思うのです。(中略)

利用者負担については、改めて障害者当事者の理解というか全体の合意を求める

かということを含めて検討する必要があるのではないかと思うんですが、その辺で障害者の範囲には権利条約は引用され、利用者負担には全く触れられていないということとの一貫性がないような感じがするんですけども、いかがですか。

○蒲原企画課長の説明

障害者権利条約という新しい動きの中で、この条項との関係ということを踏まえて、それぞれの項目を検討していくべきであるというふうに考えてございます。

その意味で言うと、今回のところもいろんな検討の今回の項目についても、そういったことを頭に置きながら検討していくということになると思います。

なお、今、政府部内でどういうふうな状況になっているかといいますと、もちろんこの権利条約と各法の関係について言うと、それぞれ担当省庁が整理をして、その上で外務省、そしてまた法律的・条約的な関係を専門的な観点から審査すると、こういう手順になると思いますけれども、それぞれの各法律が合っているかどうかということは今、最終的にいろんなチェック作業を担当の役所と外務省と関係のところで行っていると、こういう全体的な動きになってございます。

安藤委員のおっしゃった利用者負担のところは、確かにその意味で言うと資料としてあったほうがいいのかなというふうには思いましたけれども、もともと障害の範囲のところはどこに今回障害者の権利条約のところでも範囲の問題というのが割と大きくてきたということがありまして、ちょっとこちらのほうについては重点的に入っていたという経緯があって、こちらのほうには入っていないということですが、おっしゃったように、権利条約の項目の中でいろんな権利がそれぞれ書かれているわけで、あとまた合理的範囲についても書かれているわけですので、そうした権利条約の状況をちゃんと頭に入れてこれからきちっと議論していきたいし、そういうような観点からも先生方からご意見をいただければというふうに思っております。

- (4) 第43回(11月6日)開催の議事録は、議題として「サービス体系」と「障害程度区分」を取り上げて審議をしています。

ここでは、移行期限後にどうなるのかについて、「課題」「論点」を鈴木企画官による説明を紹介いたします。

課題でございますけれども、従前からの施設入所者で先ほど障害程度区分上、入所要件を満たさないという方の取り扱いですけれども、24年3月末の期限到来時までに地域生活への移行準備が整わなかった方というのも予想されるところでございまして、そういう方について24年4月以降どのように対応するか検討することが

必要と。それから、新規入所者の要件を考える際にも、程度区分が4よりも低い方であってもケアホームやグループホームでの受け入れなどが直ちには困難な方が存在すると。こういうご指摘もあるところでございます。

論点でございますけれども、現に施設に入所している方であって新体系の施設の入所の要件を満たさない方について、地域移行を進めつつ、経過措置期間が終わる24年4月以降についてどのような対応が考えられるか。また、新体系の施設への入所の要件について、障害者の地域での自立した生活を支援するという自立支援法の趣旨を踏まえつつ、どのように考えるかと、このようにさせていただいて

おります。

以上で議事録の紹介を終わり、次は、第48回(12月10日)の開催議題を紹介する予定でしたが、この日の会議に「報告書(案)」が提出されました。

12月15日の第49回の審議で、最終報告となります。

「報告書」の紹介と考察については、(その8)に譲ることとして、これにて(その7)を終わることにいたします。

【 了 】